

境港市障がい児者プランの見直しについて

平成29年9月6日（水）境港市障害福祉計画策定委員会

1 境港市障がい児者プラン（期間：平成27年度～平成35年度）について

⇒境港市障害者計画と境港市障害福祉計画を一本化

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
障害者計画部分 (障害者基本法)	第3期障害者計画								
障害福祉計画部分 (総合支援法)	第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			
障害児福祉計画部分 (児童福祉法)				第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		

●境港市障害者計画・・・障害者基本法に定める「市町村障害者計画」

境港市における障がい者の状況等を踏まえた障がい者施策に関する基本的な計画

●境港市障害福祉計画・・・障害者総合支援法に定める「市町村障害福祉計画」

国の基本指針、県の考え方を踏まえた障害福祉サービスの提供体制の確保等を定めた計画

【参考】

- ・第3期障害者計画は「①生活支援、②保健・医療、③教育、文化・芸術活動、スポーツ等、④雇用・就業、経済的自立の支援、⑤生活環境、⑥情報アクセシビリティ、⑦安全・安心、⑧差別解消及び権利擁護の推進、⑨行政サービス等における配慮」で構成。
- ・障害福祉計画は、このうち「①生活支援」を中心としたもの。

2 策定委員会での検討・協議事項

●境港市障害者計画の見直し

国の障害者基本計画（第4次・計画期間：平成30年度～平成34年度）、障害者差別解消法（平成28年4月施行）、鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）（平成29年9月施行）等を踏まえた見直し。

●境港市障害福祉計画（第5期計画：計画期間平成30～32年度）の策定

新たな国の基本指針（平成29年3月31日告示）に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標の改定を行う。

●境港市障害児福祉計画（第1期計画：計画期間平成30～32年度）の策定

児童福祉法の改正により、県及び市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられたことから、新たに障害児福祉計画の策定を行う必要がある。（ただし、障害福祉計画と一体で定めることが出来ることとされているため、一体のものとして策定。）